

働き方改革推進支援助成金について

働き方改革推進助成金には、個別の事業場が活用できるものとして、以下の3つのコースがあります。

1.労働時間短縮・年休促進支援コース

生産性を向上させ、労働時間の縮減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主(1)の皆様を支援します。

2.労働時間適正管理推進コース

生産性を向上させ、労務・労働時間適正管理の推進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主(1)の皆様を支援します。

3.勤務間インターバル導入コース

勤務間インターバルの導入に取り組む中小企業事業主(1)の皆様を支援します。

1 対象となる中小企業事業主とは、以下のAまたはBを満たす企業をいいます。

業種	A 資本または 出資額	B 常時使用する 労働者
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

～ 支給対象となる取組 ～

労務管理担当者に対する研修(2)

労働者に対する研修(2)、周知・啓発

外部専門家によるコンサルティング

就業規則・労使協定等の作成・変更

人材確保に向けた取組

労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新(3)

労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新(3)

2 研修には、業務研修も含まれます。

3 原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

ご不明な点やご質問がございましたら、

岐阜労働局 雇用環境・均等室(058-245-1550)

にお尋ねください。

令和3年の労働災害発生状況について(7月末)

主要産業の死傷者数 注1)カッコ内は死亡者数 注2)死傷者数は休業4日以上のもの

	令和3年		令和2年		令和元年 (参考)	対前年比 増減数	対前年比 死傷者数 増減率
全産業	77	(1)	66	(1)	78	11	16.7%
製造業	19		20		16	-1	-0.5%
建設業	18	(1)	11	(1)	12	7	63.6%
運送業	5		4		4	1	25.0%
林業	2		4		10	-2	-50.0%
小売業	10		5		11	5	100.0%
社福祉	6		1		6	5	500.0%
旅館業	4		5		7	-1	-20.0%
その他	13		16		12	-3	-18.8%

労働災害防止のための安全活動の創意工夫事例をご応募ください!

令和
3年度

「見える」安全活動コンクール

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



募集期間：令和3年8月2日
～同年9月30日

“ナッジを活用した「見える化」”の事例を新たに募集します。

「ナッジ」とは、行動科学の知見に基づく工夫や仕組みによって、人々がより望ましい行動を自発的に選択するよう手助けする手法です。詳細は、QRコードを読み込んでください。

